

Title	現代中国における環境問題と政治
Sub Title	
Author	加茂, 具樹(Kamo, Tomoki)
Publisher	慶應義塾大学産業研究所
Publication year	
Jtitle	KEO discussion paper. G : 『アジア地域における経済および環境の相互依存と環境保全に関する学際的研究』 (KEO discussion paper. G : "Inter-disciplinary studies for sustainable development in Asian countries"). No.G-80
JaLC DOI	
Abstract	<p>はじめにすでに多くの環境汚染にかんする報告や各種報道で明らかのように、中国における環境問題は深刻である。また問題が深刻であるがゆえに、近年、中国政府は環境問題にたいする取り組み強化の必要性の認識を深めている。たとえば、1996年7月に開催された第4回全国環境保護会議において、江沢民国家主席がはじめて出席し重要演説をおこなったことは、その一つのあらわれであった。たしかに、それまで中国政府は環境保護の取り組みの重要性を繰り返し指摘してはいた。しかし、最高指導者である江沢民が会議に出席し、演説したことは、環境問題もまた国家の重要課題であるとの中国政府の姿勢を明確に示すものであった。また会議は、その後の環境保護にかんする基本方針および長期計画を策定した意味においても重要な会議であった。会議では、95年9月に開催した党第14期5中全会で承認された「国民経済と社会発展『九五』計画と2010年までの遠景目標の建議(以下、「建議」と略す)」、および96年3月に開催した第8期全国人民代表大会第4回会議で採択された「国民経済と社会発展『九五』計画と2010年までの遠景目標要綱(以下、「要綱」と略す)」に示された、環境保護にかんする任務の再確認と、その具体的施策にかんして議論し、「世紀を跨いだ環境保護活動の目標と任務および措置を明確にした」。具体的には「汚染防止と生態保護の双方を重視する方針」を確定し、「世紀を跨ぐグリーン・プロジェクト計画(跨世紀緑色工程規劃)」や「汚染物排出総量規制計画(汚染物排放総量控制計劃)」などの「重要な措置の実施を提起し」たのであった。その後、中国では「大規模の重点都市、流域、区域、海域の汚染防止及び生態建設と保護プロジェクトが全国規模で展開され」、「環境保護活動は新たな段階に入った」とされたのである。さらに、96年8月には国務院は同会議をうけるかたちで「国務院による環境保護の若干の問題についての計画」を策定した。計画は「環境保護の基本国策の更なる深化と持続できる発展(「実施可持続発展」)戦略の実施」と「国民経済と社会発展『九五』計画と2010年までの遠景目標要綱」の実現のために、「2000年までに可能な限り環境汚染と生態破壊の深刻化を防ぎ、一部の都市と地域の環境問題を改善するという環境保護の目標」を設定した。99年1月には、中国政府は、建国以来の経済発展にともない深刻化してきた森林破壊や土壌流出、砂漠化などの生態環境破壊問題の短期(2010年まで)、中期(2030年まで)、長期(2050年まで)それぞれの改善計画を策定した「全国生態環境建設計画」を公開した。こうして環境保護行政部門を中心に様々な環境保護に関連する長期計画の策定がすすめられた一方で、環境保護および資源保護関連法の整備にも力が入れられてきた。1998年末までに、環境保護に関連する法律が6部、資源保護に関連する法律が9部、環境保護行政法規が34件、環境保護部門が整備した規則が90余件、環境保護にかんする地方性法規および地方政府規則が1000余件、環境保護軍事法規が6件、締結および加入した国際環境条約が37となっていた。また、97年の「刑法」改正にともなって、「環境資源保護破壊罪」が加えられた。加えて、1980年代以降、「郷鎮企業法」、「電力法」や「道路法」などの環境保護とは直接関連しない分野での法律および法規の制定の際にも環境と資源保護にかんして十分な配慮がなされてきたのであった。これまでの環境保護の政治的な側面にかんする研究や資料の多くは、環境保護の実施機関の組織と活動の実態、環境保護関連法律法規の執行状況といった環境保護行政に焦点をあてたものがほとんどである。しかし、上述した環境保護・資源保護関連法規のうち行政機関が制定する行政法規を除いて、いずれもその法的効力が発揮されるのは現代中国における最高権力機関である全国人民代表大会において審議され承認されてからである(地方性法規は地方人代で審議承認される)。また、全国人民代表大会での各代表の環境問題に関連した発言を取り上げる報道は決して少なくなく、代表の環境問題への関心は高い。関心の高さは、環境問題に関連する代表による議案や提案の数に反映されている。そして、後述するように全人代および各委員会は、環境保護関連法律の起草と審査過程において複雑化する環境汚染問題に対応する機能の発揮を求められつつあるのである。環境保護政策を展開するうえで、全国人民代表大会はこれまで一定の政治的役割を果たしてきたし、今後もそうした役割の拡大は期待される。環境保護の実効性を確保するために、問題の政治的側面からの分析も不可欠であるとすれば、全国人民代表大会の動向にもまた十分に関心を払わなければならないはずである。本報告では、今日の中国の環境保護が直面する問題を政治的側面から検討する一つの手がかりとして、環境保護にたいして全国人民代表大会が果たす機能に焦</p>

	点をおいて報告する。
Notes	表紙上部に"日本学術振興会未来開拓学術研究推進事業複合領域「アジア地域の環境保全」"の表示あり
Genre	Technical Report
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12113622-00000080-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

現代中国における環境問題と政治

加 茂 具 樹

No.G-80

学振未来 WG4-19

現代中国における環境問題と政治

加茂 具樹

慶應義塾大学政策・メディア研究科

はじめに

すでに多くの環境汚染にかんする報告や各種報道で明らかなように、中国における環境問題は深刻である¹。また問題が深刻であるがゆえに、近年、中国政府は環境問題にたいする取組み強化の必要性の認識を深めている。

たとえば、1996年7月に開催された第4回全国環境保護会議において、江沢民国家主席がはじめて出席し重要演説をおこなったことは、その一つのあらわれであった。たしかに、それまで中国政府は環境保護の取組みの重要性を繰り返し指摘してはいた。しかし、最高指導者である江沢民が会議に出席し、演説したことは、環境問題もまた国家の重要課題であるとの中国政府の姿勢を明確に示すものであった²。また会議は、その後の環境保護にかんする基本方針および長期計画を策定した意味においても重要な会議であった³。会議では、95年9月に開催した党第14期5中全会で承認された「国民経済と社会発展『九五』計画と2010年までの遠景目標の建議(以下、「建議」と略す)」、および96年3月に開催した第8期全国人民代表大会第4回会議で採択された「国民経済と社会発展『九五』計画と2010年までの遠景目標要綱(以下、「要綱」と略す)」に示された、環境保護にかんする任務の再確認と、その具体的施策にかんして議論し、「世紀を跨いだ環境保護活動の目標と任務および措置を明確にした」⁴。具体的には「汚染防止と生態保護の双方を重視する方針」を確定し、「世紀を跨ぐグリーン・プロジェクト計画(跨世紀綠色工程規劃)」や「汚染物排出総量規制計画(汚染物排放総量控制計劃)」などの「重要な措置の実施を提起した」のであった。

¹ たとえば、「中国環境保護法」によってその公開がもとめられている「中国環境状況公報」などがある。同公報は、国家環境保護総局信息中心が開設する web-site 「中国環境保護」
<http://www.sepaec.gov.cn/zhuangkuang/gongbao/index.html>にて閲覧が可能である。また同 site では「長江三峡工程生態與環境監測公報」や「重点都市空氣質量週報」にかんする情報も公開されている。なお同 web-site は英語版も用意されている。

² 江沢民「在第四次全国環境保護會議上的講話」『中国環境年鑑 1996年』(中国環境年鑑出版社、北京、1996年)所収、特編 1-2 頁。「在第四次全国環保會議上的講話(1996年7月16日)」『人民日報』1996年7月18日。「保護環境的實質就是保護生產力」『人民日報』1997年5月13日。また、1997年以降、中央は連続して人口と環境資源にかんする工作座談会を開催し、江沢民が出席している。「把環境保護基本国策落到实处——學習江沢民在中央軍事委計生和環保工作座談会上講話的体会」『人民日報』1997年7月25日。「中央計劃生育和環境保護工作座談会召開」『人民日報』1998年3月16日。「中央人口資源環境工作座談会舉行」『人民日報』1999年3月14日。なお江沢民は1998年の会議において「短期の經濟成長のために決して環境を犠牲にしてはならない」との発言をしていることは、中国政府の環境保護問題にたいする決意の強さを表すものであるといえるだろう。

³ 「我国環保事業的回顧與展望 國家環境保護總局局長 解振華」
<http://www.sepaec.gov.cn/wsn/s32.htm>。「環境保護 持續發展——祝賀第四次全國環境保護會議勝利閉幕」『人民日報』1996年7月17日。

⁴ 「依法保護環境 實現可持續發展——國務委員、國務院環境保護委員會主任宋健 在第四次全國環境保護會議閉幕式上的講話」『中国環境年鑑 1996年』(中国環境年鑑出版社、北京、1996年)所収、特編 10-13 頁。

その後、中国では「大規模の重点都市、流域、区域、海域の汚染防止及び生態建設と保護プロジェクトが全国規模で展開され」、「環境保護活動は新たな段階に入った」とされたとされたのである⁵。さらに、96年8月には国務院は同会議をうけるかたちで「国務院による環境保護の若干の問題についての計画」を策定した⁶。計画は「環境保護の基本国策の更なる深化と持続できる発展（「実施可持続発展」）戦略の実施」と「国民経済と社会発展『九五』計画と2010年までの遠景目標要綱」の実現のために、「2000年までに可能な限り環境汚染と生態破壊の深刻化を防ぎ、一部の都市と地域の環境問題を改善するという環境保護の目標」を設定した。99年1月には、中国政府は、建国以来の経済発展とともに深刻化してきた森林破壊や土壌流出、砂漠化などの生態環境破壊問題の短期（2010年まで）、中期（2030年まで）、長期（2050年まで）それぞれの改善計画を策定した「全国生態環境建設計画」を公開した⁷。

こうして環境保護行政部門を中心に様々な環境保護に関連する長期計画の策定がすすめられた一方で、環境保護および資源保護関連法の整備にも力が入れられてきた⁸。1998年末までに、環境保護に関連する法律が6部、資源保護に関連する法律が9部、環境保護行政法規が34件、

⁵ 前掲 URL。また第4回全国環境保護会議以前の全国環境保護会議の動向については、同会議における李鵬演説のなかでも言及されている。「在第四次全国環境保護會議開幕式上，李鵬總理報告」『人民日報』1996年7月16日。

⁶ 「国務院關於環境保護若干問題的決定」『人民日報』1996年8月16日。なお国家環境保護総局と監察部は、各地方における同「計画」の実施状況にたいする環境執法監督を実施している。「初具特成体系 環境法制譜新編—国家環境保護総局政策法規司」<http://www.sepaec.gov.cn/wsn/s40.htm>。

⁷ 「全国生態環境建設規劃根拠江沢民李鵬朱鎔基指示制定国務院常務會議討論通過」『人民日報』1999年1月7日。同計画は、江沢民と李鵬、朱鎔基の指示に基づいて国家計画委員会が中心に関係部門とともに策定。国務院常務委員会において採択された計画が1月6日に公開された。なお96年11月7日には、国家環境保護局、国家計画委員会および国家経済貿易委員会とともに、各省、自治区、直轄市、計画単列市政府、国務院関係部委、直屬機構、解放軍総後勤部にたいして「国家環境保護“九五”計画と2010年遠景目標」を通知し、第9次5ヵ年計画期および2010年までの環境保護の目標とするように指示している。「国家環境保護局、国家計画委員会、国家経済貿易委員会關於印发《国家環境保護“九五”計画和2010年遠景目標》的通知」『中国環境年鑑1997年』（中国環境年鑑出版社，北京，1997年）所収，特編12-15頁。

⁸ なお、環境保護関連法律法規と資源保護関連法律法規の区別は、全国人民代表大会環境與資源保護委員会法案室編『環境資源法律法規匯編』（中国法制出版社，北京，1997年）に従った。環境保護関連法律とは、環境基本法として「中華人民共和國環境保護法」。海洋環境保護にかんする「中華人民共和國海洋環境保護法」。水汚染防治にかんする「中華人民共和國水汚染防治法」。大気汚染防治にかんする「中華人民共和國大気汚染防治法」。固体廢棄物汚染防治にかんする「中華人民共和國固体廢棄物汚染環境防治法」。環境騒音汚染防治にかんする「中華人民共和國環境騒音汚染防治法」。放射性汚染防治にかんする行政法規としてたとえば「中華人民共和國核施設安全監督管理条例」（なお、第9期全人代立法計画では「放射性汚染防治法」の審議が計画されている）。有毒化学品管理にかんする行政法規としてたとえば「化学危險物品安全管理条例」。資源環境保護関連法律とは、林業資源にかんする「中華人民共和國森林法」。草原資源にかんする「中華人民共和國草原法」。漁業資源にかんする「中華人民共和國漁業法」。鉱物資源にかんする「中華人民共和國鉱物資源法」、「中華人民共和國石炭法」。土地資源にかんする「中華人民共和國土地管理法」、「中華人民共和國都市不動産管理法」。水資源にかんする「中華人民共和國水法」、「中華人民共和國水土保持法」。動植物資源にかんする「中華人民共和國野生動物保護法」。気象資源にかんする行政法規として「中華人民共和國気象条例」。風地地区および自然保護にかんする行政法規としてたとえば「風景名勝地区管理暫行条例」。文化遺産資源管理にかんする「中華人民共和國文物保護法」がある。

環境保護部門が整備した規則が 90 余件、環境保護にかんする地方性法規および地方政府規則が 1000 余件、環境保護軍事法規が 6 件、締結および加入した国際環境条約が 37 となっていた。また、97 年の「刑法」改正にともなって、「環境資源保護破壊罪」が加えられた⁹。加えて、1980 年代以降、「郷鎮企業法」、「電力法」や「道路法」などの環境保護とは直接関連しない分野での法律および法規の制定の際にも環境と資源保護にかんして十分な配慮がなされてきたのであった¹⁰。

これまでの環境保護の政治的な側面にかんする研究や資料の多くは、環境保護の実施機関の組織と活動の実態、環境保護関連法律法規の執行状況といった環境保護行政に焦点をあてたものがほとんどである。しかし、上述した環境保護・資源保護関連法規のうち行政機関が制定する行政法規を除いて、いずれもその法的効力が発揮されるのは現代中国における最高権力機関である全国人民代表大会において審議され承認されてからである（地方性法規は地方人代で審議承認される）。また、全国人民代表大会での各代表の環境問題に関連した発言を取り上げる報道は決して少なくなく、代表の環境問題への関心は高い。関心の高さは、環境問題に関連する代表による議案や提案の数に反映されている。そして、後述するように全人代および各委員会は、環境保護関連法律の起草と審査過程において複雑化する環境汚染問題に対応する機能の発揮を求められつつあるのである。

環境保護政策を展開するうえで、全国人民代表大会はこれまで一定の政治的役割を果たしてきたし、今後もそうした役割の拡大は期待される。環境保護の実効性を確保するために、問題の政治的側面からの分析も不可欠であるとすれば、全国人民代表大会の動向にもまた十分に関心を払わなければならないはずである。本報告では、今日の中国の環境保護が直面する問題を政治的側面から検討する一つの手がかりとして、環境保護にたいして全国人民代表大会が果たす機能に焦点をおいて報告する。

環境保護問題をめぐる全国人民代表大会の活動

全国人民代表大会は、1993 年の第 8 期全国人民代表大会第 1 回会議において、全人代の常設委員会として「環境保護委員会」を設置（翌年第 2 回会議において「環境・資源保護委員会」に改称）、同委員会は環境保護および資源保護にかんする立法と監督活動を担ってきた。具体的には同委員会は、「責任をもって環境と資源保護方面の法律草案の起草を組織」し、「それを審議するとともに報告を提出する」こと、また「環境と資源保護面の法律の執行を監督し、環境と資源保護問題と関係のある議案を提出する」こと、さらに「環境と資源保護分野で各国会議との交流を担当す

⁹ 前掲 URL。「環境資源保護破壊罪」は刑法第 6 章「社会管理秩序破壊罪」の一つとして位置付けられている。「中華人民共和国刑法（適録）」『中国環境年鑑 1997 年』（中国環境年鑑出版社，北京，1997 年）所収，特編 7-8 頁。

¹⁰ 「環保法当先」『人民日報』2000 年 2 月 2 日。たとえば「郷鎮企業法」の 43 カ条のうち 7 カ条が環境保護にかんする規定である。「第八届全国人民代表大会環境與資源保護委員会工作報告（1998 年 3 月）」劉政・於友民・程湘清主編『人民代表大会工作全書』（中国法制出版社，北京，1999 年）683-687 頁。

る」ことを任務としてきた¹¹。

環境保護にかんする環境・資源保護委員会の立法活動は図 1 に示すとおりである。1993 年に委員会が設置されて以降、「環境騒音污染防治法」の起草および審議(96 年採択)¹²、「大気污染防治法」の修正草案の起草および審議(95 年採択)¹³、「水污染防治法」の修正草案の起草および審議(96 年採択)¹⁴、「海洋環境保護法」の修正草案の起草および審議(99 年採択)¹⁵、「大気污染防治法」の修正草案の起草および審議(99 年審議中)¹⁶、「固形廃棄物防治法」の審議(国务院が起草を担当し 96 年承認)の環境保護関連法律 6 部の起草と審議をおこなってきた¹⁷。また第 9 期全人代常委会立法計画によれば、「放射性污染防治法」と「環境影響評価法」の草案起草、および「砂漠・荒地化防治法」の全人代農業・農村委員会との合同起草、さらには第九期全人代会期中の審議が計画された¹⁸。

また、環境保護関連法律の執行状況にたいする監督活動は、全人代常務委員会および環境・資源保護委員会によって実施されてきた。1993 年 9 月に採択された「法律の実施情況検査監督の強化にかんする若干の規定(以下、執法検査規定)」にもとづいて¹⁹、95 年、96 年と連続して全人代常委会は執法検査組を組織して「環境保護法」にたいする執行検査を実施した²⁰。また 98 年には

¹¹ 「第八届全国人民代表大会環境與資源保護委員会工作報告」劉政・於友民・程湘清主編前掲書、683-687 頁。および「中国的環境保護——中華人民共和國国务院新聞弁公室」<http://web3.peopledaily.com.cn/gq/e/text06.html>。なお「中国的環境保護」とは 1996 年 6 月に公開されたいわゆる環境白書である。

¹² 「關於《中華人民共和國環境噪声污染防治法(草案)》的說明」『中華人民共和國全國人民代表大會常務委員會公報』1996 年第 8 号, 849-854 頁。

¹³ 「關於《中華人民共和國大気污染防治法(修改草案)》的說明」『中華人民共和國全國人民代表大會常務委員會公報』1995 年第 6 号, 545-553 頁。

¹⁴ 「關於《中華人民共和國水污染防治法修正案(草案)》的說明」『中華人民共和國全國人民代表大會常務委員會公報』1996 年第 4 号, 355-361 頁。

¹⁵ 「九届全国人大常委会第十三次會議舉行分組會審議海洋環境保護法修訂草案(在九届全国人大常委会第十三次會議上)」『人民日報』1999 年 12 月 19 日。「中華人民共和國海洋環境保護法(1999 年 12 月 25 日第九届全国人民代表大会常務委員會第十三次會議通過)」『中国人大新聞』URL <http://www.peopledaily.com.cn/zgrdxw/zlk/rdcwhy/rdcw9013/hybhf.html>。

¹⁶ 「人大常委会第十三次會議繼續審議舉行分組會審議大気污染防治法修訂草案和立法法草案」『中国人大新聞』1999 年 12 月 13 日。
<http://peopledaily.com.cn/zgrdxw/zlk/rdcwhy/rdcw9013/122210.html>。「修訂大気污染防治法十分必要」『中国人大新聞』1999 年 12 月 25 日。URL

<http://peopledaily.com.cn/zgrdxw/news/200001/17/11702.html>。

¹⁷ 「關於《中華人民共和國固體廢棄物污染環境防治法(草案)》的說明」『中華人民共和國全國人民代表大會常務委員會公報』1995 年第 7 号, 698-702 頁。

¹⁸ 「九届全国人大常委会立法規劃」劉政・於友民・程湘清主編前掲書, 851-855 頁。

¹⁹ 「關於加強法律實施情況檢查監督的若干規定(1993 年 9 月 2 日第八届全国人民代表大会常務委員會第三次會議通過)」劉政・於友民・程湘清主編前掲書, 881-882 頁。

²⁰ 「全國人大常委會執法檢查組關於檢查《中華人民共和國環境保護法》執行情況的報告 全人代常務委員會副委員長王丙乾」『中華人民共和國全國人民代表大會常務委員會公報』1995 年第 6 号, 604-617 頁。「全國人大常委會執法檢查組關於檢查《中華人民共和國環境保護法》執行情況的報告 全人代常務委員會副委員長王丙乾」『中華人民共和國全國人民代表大會常務委員會公報』1996 年第 6 号, 713-724 頁。

「海洋環境保護法」、99年には「大気污染防治法」にたいする執法検査をおこなった²¹。同様に、環境・資源保護委員会も検査組を組織して環境保護関連法律にたいする「執法検査規定」にもとづいた監督活動を展開してきた。たとえば93年から96年にわたり全人代環境・資源保護委員会は国務院と連合で執法検査を実施してきたのである²²。

こうした環境保護関連法律の起草・修正や監督活動が展開される背景には、環境問題の深刻化と同時に中国社会の環境問題にたいする関心が高まっていることが指摘できるだろう。そうした傾向は、人代会議において人代代表によって提案される環境保護問題に関連する「議案」および「建議・批評・意見数」が年々増加傾向にあることに示される²³。表3には、全人代環境・資源保護委員会が設置されて以降の各期全人代主席団が人代代表より受けた議案および建議・批評・意見数の推移、および各期の中国政治協商会議全国委員会²⁴による「提案」数の推移を示している²⁵。

環境汚染保護をめぐる全国人民代表大会の役割

さて、こうした「議案」数や「建議」数が増加するなかで、一定の割合を占めているのが河川環境保護や河川資源保護の必要性を訴える提案である。たとえば近年深刻な環境・資源問題として指摘される「黄河断流」問題は、1997年以降、環境・資源保護委員会の「議案」として連続して提案さ

²¹ 「全国人大常委会執法検査組關於検査《中華人民共和國海洋環境保護法》実施情況的報告 全人代常委会副委員長鄒家華」『中華人民共和國全國人民代表大會常務委員會公報』1998年第4号, 475-483頁。「全国人大常委会執法検査組關於検査《中華人民共和國大気污染防治法》実施情況的報告 全人代常委会副委員長鄒家華」『中華人民共和國全國人民代表大會常務委員會公報』1999年第4号, 377-391頁。

²² 「督促有關機關改進執法工作全國人大強化執法監督力度」『人民日報』1995年2月15日。「經濟發展和環境保護相協調我國環保工作重点實行六個轉移」『人民日報』1995年12月18日。「全國人大常委會環保執法検査會議在京召開 四月下旬起繼續進行環保執法検査」『人民日報』1996年4月16日。

²³ 一つの代表団および30名以上の全人代代表連名による全人代会議への提案を「議案」という。全人代の職権を超える内容の問題にかんする全人代会議への提案を「建議・批評・意見」という。「議案」は環境・資源保護委員会において審議される。「建議」は全人代常委会辦公庁および国務院辦公庁によって国家環境保護総局に付される。「議案」と「建議」の双方を加したものを「提案」という。「中華人民共和國全國人民代表大會議事規則(1989年4月4日第七期全國人民代表大會第二次會議通過)」全人代常委辦公庁秘書局編『人民代表大會及其常務委議事規則匯編』(中国民主法制出版社、北京、1993年)3-13頁。

²⁴ 中国政治協商會議全國委員會(全国政協)とは、民主諸党派と党との統一戦線工作機関であり、全人代、全人代常委および国務院にたいして重要政策方針の審査と建議をする職権をもつ。

²⁵ 環境保護問題に関連する全人代代表の発言は、たとえば「中共中央全國人大常委會国務院領導同志到各代表団與代表一起審議政府工作報告」『人民日報』1999年3月7日。「中共中央全國人大常委會国務院領導同志到各代表団與代表一起審議政府工作報告」『人民日報』1999年3月9日。「九屆全國人大第二次會議代表發言摘編(2) 張成寅(雲南) 切實治理填池汚染」『人民日報』1999年3月15日。「九屆全國人大第二次會議代表發言摘編(2) 馬鉄山(陝西) 治土治沙改善環境」『人民日報』1999年3月15日。「代表委員訪談 為了子孫後代——— 青海全國人大代表話保護生態環境」『人民日報』1999年3月16日。「代表委員訪談 走可持續發展之路——— 訪全國人大代表梁廣大」『人民日報』1999年3月16日などがある。

れてきた²⁶。同様な「議案」として河川汚染の効果的な防止と処理に関連する「中華人民共和国水法の修正」を求める「議案」が一定数取り上げられてきた²⁷。

しかしながら、図 2, 図 3, 図 4, 図 5 および表 3, 表 4 によれば、解決を急ぐ問題として中国社会が認識する環境汚染は水汚染だけではない。騒音環境汚染、大気環境汚染もまた同様に関心が寄せられてきたのであった²⁸。それでは、全人代にたいして提出される「議案」において、「河川環境保護や河川資源保護」をもとめる「議案」が相対的に多数を占めてきたのは如何なる理由なのだろうか。

この問題にたいする回答は、全人代代表が提出した「議案」にたいする全人代環境・資源保護委員会の審議結果報告に明らかにされている。

たとえば 1998 年 3 月の第 9 期全人代第 1 回会議主席団にたいして提出された「議案」は、98 年 8 月 31 日に開催された環境・資源保護委員会第 3 回全体会議において審議され、11 月 4 日に開催された第 9 期全人代常委会第 5 回会議においてその審議結果が報告された。福建代表団袁啓彫など 32 名代表が提出した 203 号議案『「水法」修正にかんして』、および湖南代表団楊重喜など 32 名代表が提出した 704 号議案『「水法」関係条文を修正することにかんして』にたいして、環境・資源保護委員会は、以下のような審議結果を報告した²⁹。

(これら 2 つの「議案」は)「水法」第 9 条の修正である「国家は水資源にたいして統一管理と分級・部門別管理を組み合わせた制度を実施する」という規定から「部門別管理」の内容を削除し、水資源の行政主管部門が水資源にたいして統一管理を実施することを明確にすることを求めたものである。(この「議案」にたいして)環境・資源保護委員会は以下のように認識している。わが国において、現在、実施されている水資源の分級、分部門管理体制は歴史的な経緯のなかで形成されたものである。実践が証明するように、この種の管理体制は水資源の開発と利用をすすめる過程で多くの部門や地域間の対立を醸成し、水資源の浪費の一つの要因となっており、解決しなければならない問題である。現在、「水法」の修正案の起草活動がすすめられているが、第 9 条の修正に関連して研究を進めているところである。

²⁶ 1997 年 3 月の第 8 期全人代第 5 回会議において河南省代表団によって環境・資源保護委員会に提出された 588 号議案『「黄河法」の制定をもとめる』以降、98 年には 2 件、99 年には 4 件の議案が提出されている。表 1 を参照。

²⁷ 1994 年 3 月の第 8 期全人代第 2 回会議において環境・資源保護委員会に提出された 475 号議案『「水法」第 9 条修正および補充にかんして』以降、95 年には 3 件、96 年には 2 件、97 年には 2 件、98 年には 3 件の議案が提出されている。表 1 を参照。

²⁸ 図 2 および図 3、表 2 は中央を含む各級政府の環境保護関係機関へ環境汚染問題の解決をもとめて訪問した件数。図 4 および図 5、表 3 は中央を含む各級政府の環境保護関係機関へ環境汚染問題の解決を求めて書面を提出した件数。

²⁹ 「全国人大環境・資源保護委員会關於第九届全国人大第一次會議主席團交付審議的代表提出的議案審議結果報告 1998 年 11 月 4 日第九届全国人民代表大會常務委員會第五次會議通過」『中華人民共和國全國人民代表大會常務委員會公報』1998 年第 5 号, 580-583 頁。

また、河南代表团陳効国など 32 名代表が提出した 320 号議案『黄河法』を迅速に制定することにかんして、および解放軍代表团宋清渭など 32 名代表が提出した 497 号議案『黄河保護法』を迅速に制定することにかんしてにたいして、環境・資源保護委員会は、以下のような審議結果を報告した³⁰。

(これら 2 つの「議案」は)「法に依拠して上流・中流・下流の各省・自治区の水資源の分配と利用をめぐる関係を処理し、黄河の断流と水と土砂の流出、水害と旱魃などの災害問題の解決」を目的とするものである。(この「議案」にたいして)環境・資源保護委員会は以下のように認識している。黄河流域の水資源の分配と利用にかんする対立は深刻であり、それゆえに生態環境にたいする被害は甚大である。現行の法律による保護と管理活動では、こうした問題の要求に答えることはほぼ不可能である。黄河の特殊状況を考慮すれば、「黄河法」の制定は必要である。黄河流域の各省・自治区の経済利益と流域管理体制を考慮した「黄河法」の研究と起草を国務院に建議することを考えている。

こうした審議結果報告は、「水法」修正草案の起草と審議過程、「黄河法」草案と審議過程において、それぞれ全人代および環境・資源保護委員会が、各地方間および各部門間に隔たる多様な意見の存在を認識し、また同委員会がそうした利害対立の調整を試みようとしたことを示しているのである³¹。

全人代にたいして提出される議案において、河川環境保護や河川資源保護にかんする「議案」が相対的に多数を占めているのは、同問題が複雑かつ多様な利害の調整を必要とする環境汚染問題であり、問題の解決のためには全国的な観点からの利害調整が不可欠であり、そうした機能を全人代に求めたからにはほかならないだろう。全人代および環境・資源保護委員会の利害調整機能が期待されたのである。

³⁰ 前掲記事『中華人民共和國全国人民代表大会常務委員会公報』1998 年第 5 号, 580-583 頁。

³¹ 同様の議論は以下に示すとおりである。第 8 期全人代第 3 回会議において提出された 105 号議案『水法』修正にかんして、574 号議案『水法』第 9 条修正にかんしてにたいする環境・資源保護委員会の審議結果報告は以下のように報告している。「水資源の統一管理を強化することは、水資源の合理的利用と保護にかんして重要な効果をもたらす。特に部門間や地方間の関係を処理することが肝要である」。「全国人大環境・資源保護委員会關於第八屆全國人大第三次會議主席團交付審議的代表提出的議案審議結果報告 1995 年 8 月 29 日第八屆全國人民代表大會常務委員會第十五次會議通過」『中華人民共和國全國人民代表大會常務委員會公報』1995 年第 3 号, 616-617 頁。第 8 期全人代第 4 回会議において提出された 490 号議案『環境保護法』修正をすすめることにかんして、587 号議案『環境保護法』に河川流域排出汚染制約条項の補充にかんしてにたいする環境・資源保護委員会の審議結果報告は以下のように報告している。「行政区域を跨った汚染の防治にかんする条項の補充を求める『環境保護法』修正建議は、非常に重要である。現在、一部の地域において行政区域を跨った水汚染問題は深刻であり、また長期にわたって放置されている。これらの地域における経済発展と社会の安定に影響を及ぼすであろう。これらの問題を有効に解決するためにも、行政区域を跨る汚染の防治にたいする法律上の規定は必要である」。「全国人大環境・資源保護委員会關於第八屆全國人大第四次會議主席團交付審議的代表提出的議案審議結果報告 1996 年 12 月 30 日第八屆全國人民代表大會常務委員會第二十三次會議通過」『中華人民共和國全國人民代表大會常務委員會公報』1996 年第 9 号, 1189-1191 頁。

全人代にこうした機能を要求する環境汚染問題は、なにも河川環境保護や河川資源保護をめぐる問題だけではない。近年、都市部において問題視されてきている騒音環境汚染もまたそうである。

「環境騒音污染防治法(草案)」起草・審議過程にみる全人代の機能

騒音環境汚染に関連して全人代の利害調整機能が発揮されたのは、「中華人民共和国環境騒音污染防治法」草案の起草および審議過程においてであった。先ず、同草案が全人代常務委において採択されるまでの過程を概観してみたい。

図 6, 7, 8 および表 5 が示すように、近年都市部における騒音環境汚染は深刻であり、社会が最も関心を寄せている環境汚染問題である。こうした状況を背景に、1996 年 10 月 29 日、第 8 期全人代常委会第 22 次会议において「中華人民共和国環境騒音污染防治法(以下、騒音防治法)」が採択され、97 年 3 月 1 日より施行された。同時に 89 年 9 月 26 日に公布された「中華人民共和国環境騒音污染防治条例(以下、騒音防治条例)」が廃止された³²。

第 8 期全人代常委会第 21 回會議において報告された「中華人民共和国環境騒音防治法(草案)にかんする説明」は、「騒音防治法」制定の必要性を以下の様に説明している³³。

(制定が必要なのは)一つに「1995 年の国家環境保護局の 46 都市にたいする環境調査によれば」、「全国の 3 分の 2 の都市住民は、騒音指標を超過しているなかでの生活」であり、また「1995 年の北京市における環境問題に関する投訴数の 62%が騒音汚染問題」であり、「騒音汚染は日々悪化の一途をたどっていること」。いま一つには、従来の『騒音防治条例』は工業騒音汚染の防治を主要な目的とした条例であったが、現在のわが国の主要な環境汚染源は交通輸送騒音および社会生活騒音であり、「騒音汚染防治の重点を工業騒音から交通輸送および社会生活騒音に変更しなければならないこと」である。

こうした同法案の制定にむけた必要性が示されるなかで、「騒音防治法」の起草過程および審議過程は以下のとおりにおすすめられた³⁴。「騒音防治法」の起草は、1994 年 5 月、環境・資源保護委員会が関係部門に「騒音防治法」草案初稿の起草を依頼したことにはじまった。95 年 8 月、環境・資源保護委員会は全体會議を召集し、草案初稿にたいする審議を開始するとともに、起草小組を

³² 「中華人民共和国環境騒音污染防治法 1996 年 10 月 29 日第八届全国人民代表大会常務委員会第 22 次会议通過」『中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会公報』1996 年第 8 号, 840-849 頁。

³³ 「關於《中華人民共和国環境騒音防治法(草案)》的説明 1998 年 8 月 23 日第八届全国人民代表大会常務委員会第二十一次会议上」『中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会公報』1996 年第 8 号, 849-854 頁。なお、「騒音防治法」制定の必要性として、「説明」では 6 つの要因を指摘している。

³⁴ 前掲記事『中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会公報』1996 年第 8 号, 849-854 頁。および「全国人大法律委員会關於《中華人民共和国環境騒音污染防治法(草案)》審議結果報告 1998 年 10 月 23 日第八届全国人民代表大会常務委員会第二十二次会议上」『中華人民共和国全国人民代表

設置した。同年 10 月に起草小組は草案意見聴取稿を作成し、11 月 20 日、国务院各部委および地方にたいして意見聴取を開始した。96 年始めには、起草小組が広東や上海などで関係部門および企業から意見聴取稿にたいする修正意見を聴取した。その後、起草小組は繰り返し意見聴取稿の修正をおこなうとともに、全人代常務委の関係機関および国务院関係部門などとともに研討会を開催し、また国際研究会議も開催してきた。それまでの意見聴取の活動を経て、各方面の意見が基本的に一致したのをうけて、96 年 7 月 5 日に環境・資源保護委員会は全体会議を開催した。会議は草案を再度審議した後に、8 月 23 日、全人代常務委第 21 回会議にたいして審議を求めて修正「草案」を提出したのであった。

提出された修正「草案」は、以下のように審議された。全人代常務委第 21 回会議での「騒音防治法(草案)」審議の後、法律委員会と法制工作委员会は、各省・自治区・直轄市および中央関係部門にたいして草案への意見聴取をもとめる文書を送付した。同時にまた、環境・資源保護委員会と法制工作委员会は連合して中央関係部門との座談会を開催し、意見を聴取してきた。法律委員会、環境・資源保護委員会および法制工作委员会は、共同して草案修正作業をおこない、法律委員会は 1996 年 10 月 10 日と 18 日に会議を開催。常務委員の審議意見と各地方、関係部門の意見を審議したうえで、「騒音防治法(草案)」にたいする修正意見を付して、10 月 23 日の第 8 期全人代常務委第 22 回会議にたいして『『中華人民共和国環境騒音污染防治法(草案)』審議結果報告』をおこなった。そして同会議での討議の結果、「中華人民共和国環境騒音污染防治法」が採択されたのであった。

つまり、「騒音防治法」は、国务院関係部門によって初稿が起草された。しかしその後の草案の修正作業を担当したのは環境・資源保護委員会であり、実質的に同委員会が中心となって草案の起草を担当したといえるだろう。また、草案の審議は、法律委員会および法制工作委员会が、国务院各部門などの意見を聴取しながら、草案を修正したのである。

このとき、注目されるのは、環境・資源保護委員会において「意見の一致をみた」草案であっても、国务院各部門から聴取された意見によって修正が求められたという事実である。

審議結果報告によれば、草案の修正は計 9 か所であった。このうちの以下に示す修正箇所は、その修正の意図は明快である。いずれも環境保護行政機関の騒音污染防治にたいする権限の削減を目的とするものであった。

草案第 29 条は、「建設施行中に使用する機械設備が、騒音汚染発生の可能性を有するのであれば、施行単位は着工 15 日以前に、作業所在地の環境保護行政主管部門にたいして、作業項目名、作業場所および作業期間、発生可能な騒音音量および騒音污染防治のために採り得る措置を報告し、審査批准を受けた後に着工できる」というものであり、また草案第 30 条第 1 項は、「騒音汚染源となる建築施工単位は、当該地域の環境保護行政主管部門によって作業時間の制限および著しい騒音源となる機械の使用禁止の措置を受ける」というものであった。これにたいして審議過程のなかで、一部の委員および部門、地方から以下のような指摘が示された。

「第 29 条の規定は、環境保護行政主管部門に建設着工を阻止する権限を与えるもの」であり、また「第 30 条第 1 項は、環境保護行政主管部門にたいして実質的に建設作業の停止の権限を与えるものであり問題である」。「わが国は経済発展のレベルが限られており」、「建設施工作業では高騒音を発生させてしまう機械を使用せざるを得ない」。「本法律において、すでに夜間の建設作業の禁止が規定されているのであるから、環境保護行政主管部門に建築施工作業時間を制限させる規定を設ける規定は必要ない」。

これをうけて第 8 期全人代常務委第 22 回会議にたいして提出された草案修正稿では、草案第 29 条の「審査批准を受けた後に着工できる」が削除され、さらに草案第 30 条第 1 項が削除された。

また草案第 30 条第 2 項と第 3 項の「騒音にたいして敏感な建築物が集中する地区では、夜間の騒音を発生する建設作業を禁止する。しかし、応急修理や緊急措置の場合を除く」。「技術上の要求から連続した作業が必要なのであれば、建設作業の所在地の環境保護主管部門の批准を必ず受けなければならない、あわせて近隣住民に通告しなければならない」との規定にたいして、一部の委員および部門から以下のような指摘がなされた。

「応急修理や緊急措置以外、技術上の要求や重点建設プロジェクト、あるいは特殊な要因によって連続して作業を行わなければならない場合もまた、夜間の作業は認められるべきである」。加えて「技術上の要求により連続作業が必要なのであれば、環境保護行政主管部門の批准は必要無い」。

これをうけて第 8 期全人代常務委第 22 回会議にたいして提出された草案修正稿では、第 30 条第 2 項と第 3 項が「騒音にたいして敏感な建築物が集中する地区では、夜間の騒音を発生する建設作業を禁止する。しかし、応急修理や緊急措置の場合、技術上の必要性、そのほかの特殊な要因によって連続作業が必要な場合を除く」、「特殊な要因によって連続作業が必要な場合、県級以上の人民政府あるいは関係主管部門の証明が無ければならない」と修正されたのである。

草案第 54 条の「環境騒音汚染を期限内に削減することが出来ない場合」、「国务院が規定する権限にもとづいて、環境騒音汚染源の施設を使用停止とすることができる」、また第 24 条第 2 項の「騒音にたいして敏感な建築物が集中する地区において深刻な環境騒音汚染源となっている単位は規定されている環境騒音基準内に騒音を抑えることが出来なければ、県級以上の環境保護行政主管部門は、環境騒音汚染源の施設を使用停止とすることができる」との規定にたいして一部の委員および部門、地方から以下のような指摘がなされた。

「環境汚染源の施設にたいして環境保護行政主管部門がその使用停止の権限を持つことは、多くの場合、環境保護行政主管部門が生産停止の権限をもつことと同じである。企業の生産停止は企業の存亡にかかわる問題であり」、「企業労働者の就業の問題と関係する複雑な問題である」。「社会安定にたいする影響も少なくない」。「これまで環境保護にかんする法律と国务院の規定では、企業の生

産停止の権限は県級以上の人民政府にあるとされているので、本法律(騒音污染防治法)は、異なる規定を作る必要はない」。

これをうけて第8期全人代常務委第22回会議にたいして提出された草案修正稿は、第24条第2項の条文を削除するなどの修正がおこなわれている。

これらの草案の修正内容からは、法律委員会と法制工作委员会が、國務院各部門から聴取した多様な意見と、環境・資源保護委員会が起草した草案のあいだで意見調整をおこなったことは明らかである。環境保護を主管する環境保護部門と建設施行や工場経営を主管する建設部門や工業部門とのあいだに、利害対立が存在していたのであろう。また、修正箇所では明確にされてはこなかったが、「環境騒音污染防治法」が施行されることによって、「國務院環境騒音污染防治条例」で社会環境騒音にたいする取り締まりの権限があたえられていた公安部門から環境保護行政部門へ移行することとなったことに起因する公安部門との利害対立も存在した可能性は否定できない³⁵。

結局、環境・資源保護委員会が作成した草案によって環境保護行政部門の権限の強化が志向されたものの、その後に法律委員会と法制工作委员会が担当した草案審議の過程で環境保護行政部門の権限の強化は、同部門と利害が対立し得る國務院各部委および地方によって拒否されたと推察できる³⁶。

おわりに

環境汚染・資源破壊問題が深刻化するなかで、現行の環境保護関連法律では環境汚染問題を処理ことは益々難しくなりつつある。環境汚染問題の深化は、たとえば水汚染問題にみられるように、汚染の広域化にともなう(行政区域を跨ぐことによる)地域間、行政部門間の利害対立という障害を新たに生み出し、現行の法律の枠を超え、法律は効力を十分に発揮できないという問題に直面するからである。

こうした深化する環境汚染問題に対応するかのように、近年、環境保護関連法律の修正および制定がすすめられてきた。たとえば、1999年の第9期全人代常務委第12回会議において「海洋環境保護法」が修正され、また「大気污染防治法」修正案が審議された。

このとき、対立する地域間や行政部門間の利害を全人代や各委員会は、法律の修正草案の起草や審議、および新たな法律の草案起草や審議の過程で調整するのである³⁷。こうしたなか「海洋

³⁵ 「中華人民共和国環境騒音污染防治条例」『中華人民共和国國務院公報』1989年19号、707-713頁。「中国公民，呼唤寧靜生活的權利——写在《環境騒音污染防治法》实施之際」阿計『大立法——一個記者眼中的中国立法進程』(四川人民出版社，四川，1997年)143-176頁。

³⁶ 全人代環境・資源保護委员会主任委員である曲格平は、一貫して國務院環境保護部門に所属し、前国家環境保護局局長である。ゆえに、同委員会で起草される環境騒音污染防治法は、環境保護行政部門の権限の強化が志向されるのは必然であろう。

³⁷ 資料の制約上、「海洋環境保護法」、「大気污染防治法」の修正草案起草および審議の過程での環境保護行政部門との利害対立の構図は明らかではない。しかし、「水污染防治法」や「環境騒音汚染防

法」の修正をめぐる審議において、全人代常務委員が「長年の法律草案審議の経験が示すように、立法機関は部門利益を国家法律のなかで強化するというやり方を注意深く取り消すようにしなければならぬ」と発言したと報じられていることは注目される³⁸。

環境問題をめぐる部門間の利害対立とは、あえて議論を単純化するのであれば、「環境保護」と「経済発展」の対立である。この種の利害対立は、環境汚染問題と資源破壊問題が深刻するにつれて、一層の劇化の可能性は否定できない。こうしたとき、今後、多様化し重層化する地域間、部門間の利害対立調整機能をもつ全人代の役割は無視できない存在となるはずである。環境保護問題の解決と政策の効率化において全人代が果たす役割は今後一層期待される³⁹。

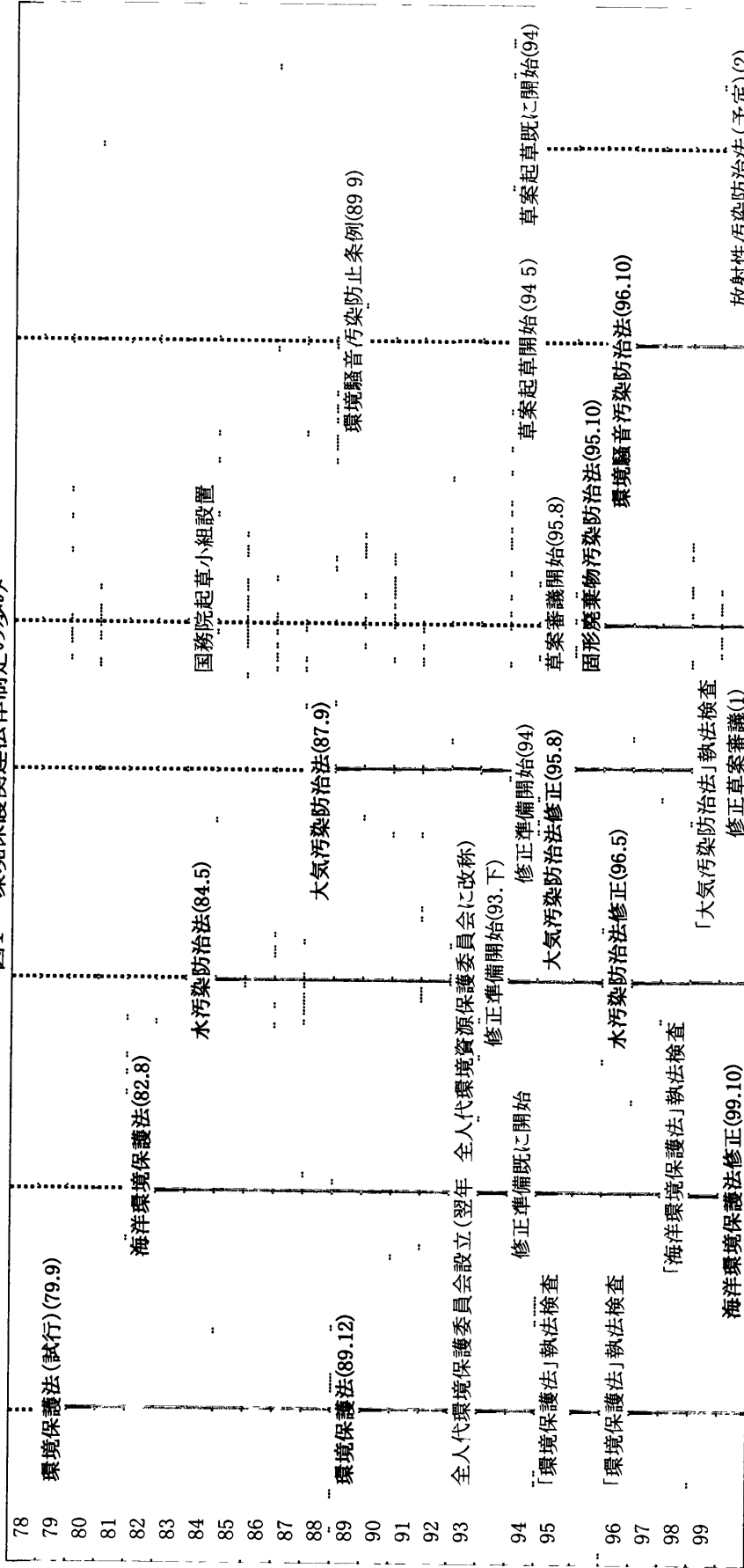
従来、全人代は国务院が提案する決定事項(法律草案など)を一方向的に承認するだけの「ラバー・スタンプ(橡皮図章)」と皮肉られる存在にすぎなかった。しかしながら、環境保護問題をめぐる対立する利害の調整機能が全人代に期待されていることは、その中国政治における政治的位置の変化の可能性の議論においても注目される動向である。

治法」の修正をめぐる審議過程で明らかになったと同様の部門間対立という利害対立の「壁」が存在したのであろう。

³⁸ 「人大常委会第十一次会議分組審議時提出 應加強對重大違法案件的監督 海洋環保管理体制應由行政部門解決 農村集團經濟組織應適用會計法」『法制日報』1999年8月27日。

³⁹ こうした利害調整機能は、国务院では十分機能を発揮しないのであろう。「環境騒音污染防治法」の草案修正過程において、環境保護局の権限を削減するような修正がおこなわれたことは、国家環境保護局が主導して草案起草をおこなうなかでの国务院内部の利害調整機能は不十分であることを示唆している。草案は全人代環境・資源保護委員会が担当したとはいえ、実質的には国家環境保護局が担当した可能性がある。行政主管部門による主管範囲内の法律の起草は、利害の対立する行政部門とのあいだに軋轢を生みやすいのであろう。注37の全人代常委会委員の発言には、そうした背景があるのかもしれない。

図1 環境保護関連法律制定の歩み



(1),(2)については、党全国人民代表大会常務委員会が党中央に意見を求めて提出した立法計画草案による(後に正式の立法計画となる)。「海洋環境保護法」および「大気汚染防治法」の修改草案の審議機関および起草単位は全人代資源環境保護委員会、放射性汚染防止法の法律草案の審議機関および起草単位は国務院である。1998年から2002年までの第九期全人代期間中に審議されるべき環境保護関連の法律草案には、この他に全人代環境資源保護委員会および農業委員会が法律草案の審議機関および起草単位となる「荒漠化防治法」、全人代環境資源保護委員会が法律草案起草単位となる「環境影響評価法」がある。なお「海洋汚染防止法」は第九期全人代第10, 11回会議においてその修正草案が審議され、第12回会議において採択された。「大気汚染防止法」は第九期全人代第11回会議においてその修正草案が審議されている。

なお本表は、全国人民代表大会環境與資源保護委員会法草案編『環境資源法律法規匯編』(中国法制出版社、北京、1997年)、国家環境保護局政策法規司編『国家環境保護法規全書(1982-1997)』(化学工業出版社、北京、1997年)、「九届全人代常務委員会立法規劃」劉政・於友民・程湘清主編『人民代表大会工作全書』(中国法制出版社、北京、1999年)851-855頁、「李鵬委員長在九届全人代常務委员会第十次會議上的講話」(1999年6月28日)『中華人民共和國全國人民代表大會常務委員會公報』1999年第4号、273-275頁および「李鵬委員長在九届全人代常務委员会第十一次會議上的講話」(1999年8月30日)『中華人民共和國全國人民代表大會常務委員會公報』1999年第5号、409-412頁より報告者作成。

表1 全国人民代表大会代表が提出した環境保護関連議案の一覧

会議開催日時	議案総数	建議、批評および意見総数	環境保護関連の議案および建議・批評・意見
第6期全人代第1回会議(83年6月17日)	61	1433	財政経済委員会提出第4号議案:浙江省代表团「長江沿岸汚染排出問題の抑制と改善を国家関係部門が重視することを求め、近海水産資源保護などの問題にかんして」 (建議、批評および意見として処理)第6号議案:胡順泉等32名代表「杭州運河水系汚染の治理と杭州風景文物保護にかんして」
第6期全人代第2回会議(84年5月29日)	114(代表团30, 連名84)	2248	財政経済委員会提出第25号、第108号議案:馮德明等33名代表、劉充中等67名代表「三峡水利プロジェクトが長江上流域の経済および生態環境にあたえる影響を研究することにかんして」 (建議、批評および意見として処理)第36号議案:山西省代表团「山西省環境汚染治理への援助要請」
第6期全人代第3回会議(85年4月9日)	128(代表团13, 連名115)	2089	(建議、批評および意見として処理)第127号議案:陳彰嘉等32名代表「西洞庭湖治理要求」 (建議、批評および意見として処理)第29号議案:河南省代表团「安陽河治理要求」
第6期全人代第4回会議(86年4月11日)	265(代表团18, 連名247)	2726	財政経済委員会提出第50号議案:趙利新等32名代表「『大気汚染防止法』の早急に制定することをもとめる」 教育科学文化衛生委員会提出第248号議案:付洛生等33名代表「『都市衛生管理法』の制定をもとめる」

				(建議、批評および意見として処理)259号議案:張祚萌等32名代表「奎灘河汚染源の解決と人畜飲料水汚染問題を早急に解決することをとめる」
				(建議、批評および意見として処理)177号議案:安振東等69名代表「松花江水系の汚染問題への果敢な措置を取ることとめる」
				(建議、批評および意見として処理)261号議案:吳占魁等30名代表「株州市清水塘工業区環境汚染問題の総合治理を国家が支援することをとめる」
第6期全人代第5回会議(87年4月9日)	262(代表団17,連名245)	2182		法律委員会提出第228号議案:吳宏美等32名代表「『大気汚染防止法』を早急に制定することとめることにかんして」
				(建議、批評および意見として処理)第19、31、37、43、183号議案:安徽省代表団、曾呈奎等32名代表、石山等32名代表、陳秉林等33名代表、劉瑞龍等34名代表「環境および資源保護部設置もしくは自然資源保護署の設置をとめる」
				(建議、批評および意見として処理)第100号議案:孫先余等34名代表「『環境衛生法』制定をとめる」
				(建議、批評および意見として処理)第148号議案:張祚萌等31名代表「『長江水土保持法』制定をとめる」
				(建議、批評および意見として処理)第102号議案:孫先余等33名代表「『都市におけるゴミ処理資金問題処理規定』制定にかんして」
				(建議、批評および意見として処理)第235号議案:陳慕榕等31名代表「『甌江水質汚染防止単位にたいして優遇政策を實行することの要求』
				(建議、批評および意見として処理)第104号議案:孫先余等34名代表「都市環境衛生管理体制改革にかんして」

第7期全人代第1回会議(88年4月9日)	488(代表団40,連名 448)	2570	財政経済委員会提出212号議案:高素芳等33名代表「全人代による都市環境衛生法の早急の公布をもとめる」 (建議、批評および意見として処理)第195号議案:吳宏美等32名代表「全人代常務委員会環境保護委員会設立をもとめる」 (建議、批評および意見として処理)第213号議案:高素芳等33名代表「都市環境衛生体制改革を急ぐ」 (建議、批評および意見として処理)第66号, 145, 309号議案:宋長漢等30名代表、王衍惠等31名代表、王亜忱等150名代表「石炭都市建設問題解決の要求」 (建議、批評および意見として処理)第305号議案:汪品先等32名代表、「環境観測資料管理条例の制定をもとめる」 (建議、批評および意見として処理)405号議案:孫英等32名代表:太原市における水資源の深刻な枯渇問題の早急な解決」 (建議、批評および意見として処理)171号議案:由作武等30名代表:「本溪市大気汚染にたいする有効な措置と問題解決を求めらる」
第7期全人代第2回会議(89年4月1日)	411(代表団22,連名 389)	2755	(建議、批評および意見として処理)第31、42、70、318、370号議案、吳慧芳等36名代表、孫敬文等87名代表、王工等32名代表、張雲湘等31名代表、張久榮等30名代表、「全人代に資源・環境保護委員会の設立をもとめる」 (建議、批評および意見として処理)第133号議案、曲欽岳等33名代表、「環境の治理と保護の適切な措置をとる」 (建議、批評および意見として処理)第300号議案、王宏民等32名代表、「運河汚染総合治理にかんして」 (建議、批評および意見として処理)第331号議案、孫揚勇等32名代表「汾河汚染の早急な解決」 (建議、批評および意見として処理)第46号議案、徐景仁等32名

				代表「淮河污染治理の加速の要求」 (建議、批評および意見として処理)第11号議案、彭志芬等31名代表「南潤県を生態治理重点県とすることにかんして」
				(建議、批評および意見として処理)第66号議案、鄭志新等42名代表「把運河杭州段截污工程列入国家建設計画」
		2397		(建議、批評および意見として処理)第234号議案、孫鴻烈等50名代表「全人代に『資源と環境委員会』を設置することにかんして」
				(建議、批評および意見として処理)第166号議案、錢易等33名代表「全人代常務委に『環境保護工作委員会』を設置することにかんして」
		2308		(建議、批評および意見として処理)第448号議案、趙鵬大等44名代表「『資源環境委員会』の増設要求」
				(建議、批評および意見として処理)第275号議案、劉東生等30名代表：「郷鎮企業の環境管理の強化」
				(建議、批評および意見として処理)第148号議案、王宏民等31名代表「太湖の水資源の保護と利用」
				(建議、批評および意見として処理)第260号議案、高素芳等32名代表「都市景観と環境衛生管理条例』の迅速な公布」
				(建議、批評および意見として処理)第88号議案、黒龍江代表団：「松花江水系汚染防止要求」 《以下、「建議、批評および意見」は公表されず》
		1731		
				第7期全人代第5回會議(92年4月1日) 472(代表団34、連名438)
		1687		第8期全人代第1回會議(93年3月29日) 611(代表団47、連名564)
				第8期全人代第2回會議(94年3月19日) 723(代表団63、連名660)
		1605		「全人代環境保護委員会」設置。翌年より「全人代環境・資源保護委員会」に改称。 環境保護委員会提出第165号議案、盧洪等32名代表「『農業環境保護法』の制定にかんして」

				環境保護委員会提出第239号議案:王先進等32名代表「土地資源管理の強化と厳格な耕地保護にかんして」
				環境保護委員会提出第346号議案:王濤等32名代表「造林緑化者と林地経営者の合法的権益にかんして」
				環境保護委員会提出第662号議案:何璟等32名代表「水資源節約と総合利用促進法」を立法計画のなかに盛り込むことにかんして」
				環境保護委員会提出第474号議案:陳克昌等32名代表「水法」の第9条の修正および補充にかんして」
				環境保護委員会提出第573号議案:楊紀珂等41名代表「我が国の環境と発展にたいして総合的な硬化と利益を早急に審計がをもつめることにかんして」
第8期全人代第3回会議(95年3月16日)	732(代表団36、連名696)	1593		環境・資源保護委員会提出第226号議案:海南代表団:「国家海洋立法制定を急ぐことの建議と、法に従っての管理の強化にかんして」
				環境・資源保護委員会提出第69号議案:台湾代表団「環境保護法」修正にかんして」
				環境・資源保護委員会提出第105号議案:秦万祥等31名代表「水法」修正にかんして」
				環境・資源保護委員会提出第574号議案:丁広治等32名代表「水法」第9条修正にかんして」
				環境・資源保護委員会提出691号議案:張栄国等32名代表「水汚染防止法」の修正にかんして」
				環境・資源保護委員会提出第346号議案:吐尔森・索太等32名代表「草原法」修正要求にかんして」
第8期全人代第4回会議(96年3月16日)	603(代表団31、連名572)	1958		環境・資源保護委員会提出第222号議案:劉如琦等32名代表「黄金法」の制定にかんして」

環境・資源保護委員会提出第223号議案：劉如琦等32名代表 『鈹産資源法』の修正にかんして]			
環境・資源保護委員会提出第352号議案：郝詒純等32名代表「鈹 業法』制定することにかんして]			
環境・資源保護委員会提出第490号議案：関美華等32名代表 『環境保護法』修正をすすめることにかんして]			
環境・資源保護委員会提出第587号議案：王人生等31名代表 『環境保護法』に河流域排出汚染制約条款を増補修正するこ とにかんして]			
第8期全人代第5回会議(97年3月13日) 700(代表団32、連名 668)	1289		
環境・資源保護委員会提出第32号議案、遼寧代表団『農業資 源保護法』制定にかんして]			
環境・資源保護委員会提出第40号議案、天津代表団『河流水』の 制定にかんして]			
環境・資源保護委員会提出第588号議案、河南代表団『黄河 法』の制定にかんして]			
環境・資源保護委員会提出第157号議案、広西代表団『水源林 保護法』制定にかんして]			
環境・資源保護委員会提出第312, 360, 434号議案、江蘇代表団 44名、湖北代表団32名、安徽代表団32名『氣象法』制定すること にかんして]			
環境・資源保護委員会提出第494号議案、福建代表団『森林 法』修正することにかんして]			
環境・資源保護委員会提出第507号議案、吉林代表団32名『土 地管理法』修正することにかんして]			
環境・資源保護委員会提出第554号議案、安徽代表団31名『環 境保護法』修正することにかんして]			
環境・資源保護委員会提出第559号議案、内蒙古代表団31名 『草原法』修正することにかんして]			
環境・資源保護委員会提出第582号議案、河南代表団31名『水			

			法』修正することにかんして」
			環境・資源保護委員会提出第592号議案、遼寧代表団32名「『海洋資源管理法』制定を要求することにかんして」
第9期全人代第1回会議(98年3月16日)	830(代表団26、連名804)		環境・資源保護委員会提出第479号議案:青海代表団「黄河、長江源流域における生態建設と環境保護にたいする立法速度にかんして」
			環境・資源保護委員会提出第320号議案:陳効国等32名代表「『黄河法』を迅速に制定することにかんして」
			環境・資源保護委員会提出第497号議案、宋清渭等35名代表「『黄河保護法』を迅速に制定することにかんして」
			環境・資源保護委員会提出第202号議案、蔡奇等32名代表「『環境保護法』修正にかんして」
			環境・資源保護委員会提出第704号議案、曹幼鉉等31名代表「『大気汚染防止法』をより一歩改善し、排気汚染防止の効果をたかめることにかんして」
			環境・資源保護委員会提出第5号議案、張仲礼等30名代表「自動車排気ガス法を迅速に制定することにかんして」
			環境・資源保護委員会第203号議案、袁啓彤等32名代表「『水法』修正にかんして」
			環境・資源保護委員会第704号議案、楊重喜等32名代表「『水法』関係条文を修正することにかんして」
			環境・資源保護委員会第47号議案、凌宇等30名代表「現行の土地管理制度を改革し『土地管理法』を修正することにかんして」
			環境・資源保護委員会第104号議案、陳慧珠等31名代表「『土地管理法』修正にかんして」
			環境・資源保護委員会第193号議案、阿不列孜・排祖拉等31名代表「『土地管理法』修正にかんして」

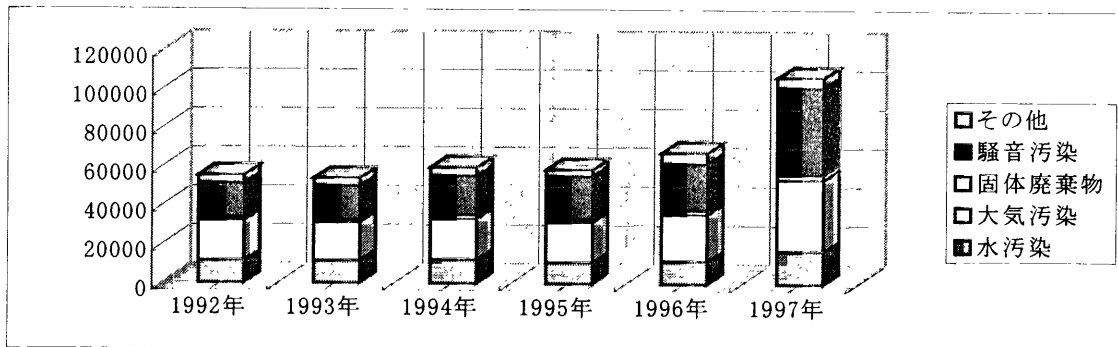
			環境・資源保護委員会第219号議案、袁啓彫等31名代表『『土地管理法』を全面的に修正することにかんして』
			環境・資源保護委員会第506号議案、陳万志等32名代表『『資源総合利用法』の立法速度をはやめることにかんして』
			環境・資源保護委員会第760号議案、江小珂等32名代表『『資源節約と回収利用法』を迅速に制定することにかんして』
			環境・資源保護委員会第776号議案、海南代表団『『海域管理法』制定にかんする議案』
			環境・資源保護委員会第778号議案、海南代表団『『海岸地帯管理法』制定にかんして』
			環境・資源保護委員会第587号議案、杜碧蘭等32名代表、『『国家海域使用管理法』の迅速な制定にかんして』
			環境・資源保護委員会第775号議案、海南代表団『『気象法』制定をいそぐことにかんして』

表2 各期全人代での環境保護関連の「議案」数、「建議」数および政協による「提案」数の推移

	議案数	建議数	政協提案
1993:第8期全人代第1回会議	—	19	18
1994:第8期全人代第2回会議	6(8)	16	19
1995:第8期全人代第3回会議	6(5)	36	17
1996:第8期全人代第4回会議	5	28	40
1997:第8期全人代第5回会議	13	32	44
1998:第9期全人代第1回会議	18	—	—
1999:第9期全人代第2回会議	19	—	—

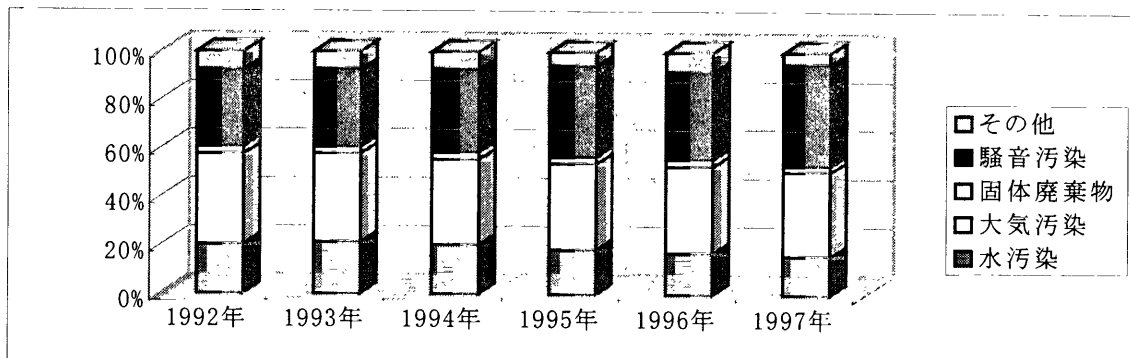
本表における1993年から1997年までの数値については、『中国環境年鑑』編纂委員会編『中国環境年鑑』(中国環境年鑑社)各年版より報告者作成。1998年については「全国人大環境與資源保護委員会關於全国人大第一次會議主席團交付審議的代表提出的議案審議結果報告」(1998年11月4日第9届全国人民代表大会常務委員会第5次會議通過)『中華人民共和國全国人民代表大会常務委員会公報』1998年第5号, 150-158頁より報告者作成。1999年については「關於第9届全国人民代表大会第2次會議代表提出的議案的处理意見報告」(1999年3月14日第9届全国人民代表大会第2次會議主席團第3次會議通過)『中華人民共和國全国人民代表大会常務委員会公報』1999年第2号, 207-211頁より報告者作成。なお、1993年3月全人代環境保護委員会設置のため93年の「議案数」数値はない。94年および95年の「議案数」におけるカッコ内数値は全人代主席團が全人代環境・資源保護委員会に付した議案のうち、94年は2件が「建議」として取り扱われ、95年は1件が「建議」として取り扱われた。また、92年以降、「建議数」およびその内容は『中華人民共和國全国人民代表大会常務委員会公報』において報道されていない。本表の「建議数」は『中国環境年鑑』による。

図2 環境汚染を原因とする環境保護関連機関への来信数の推移



※本図は『中国環境年鑑』編纂委員会編『中国環境年鑑』(中国環境年鑑社)各年版より報告者作成。

図3 環境汚染を原因とする環境保護関連機関への来信数比率の推移



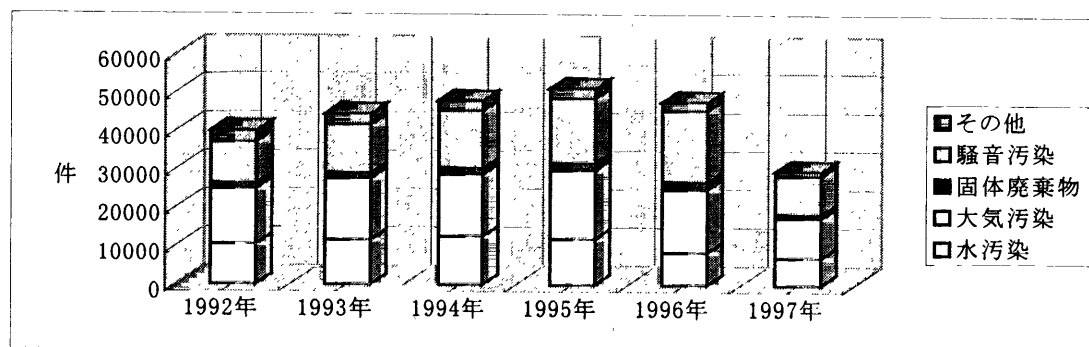
※本図は《中国環境年鑑》編纂委員会編『中国環境年鑑』(中国環境年鑑社)各年版より報告者作成。

表3 環境汚染を原因とする環境保護関連機関への来信数

	総数	水汚染	大気汚染	固体廃棄物	騒音汚染	その他
1992年	55340	11207	20625	1648	17732	4128
1993年	53752	11423	19586	1489	17320	3934
1994年	59499	12009	21037	1715	20431	4307
1995年	58678	10781	20655	1634	22113	3280
1996年	67268	11501	24011	1908	24409	5439
1997年	106210	16758	36895	2572	44831	5154

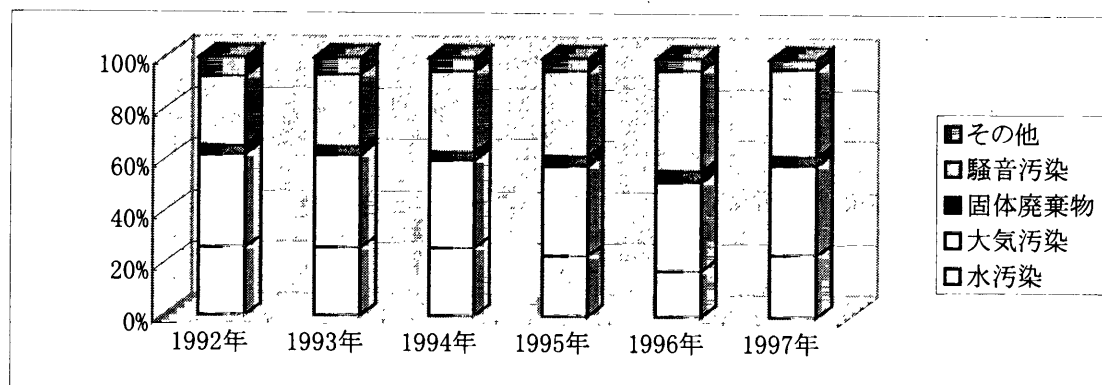
※本図は《中国環境年鑑》編纂委員会編『中国環境年鑑』(中国環境年鑑社)各年版より報告者作成。
 なお、1996年および97年「その他」の数値は、『中国環境年鑑』原表における「発明建議」と「その他」の合計数である。

図4 環境汚染を原因とした環境保護関係機関への来訪数の推移



※本図は《中国環境年鑑》編纂委員会編『中国環境年鑑』(中国環境年鑑社)各年版より報告者作成。

図5 環境汚染を原因とした環境保護関係機関への来訪数比率の推移



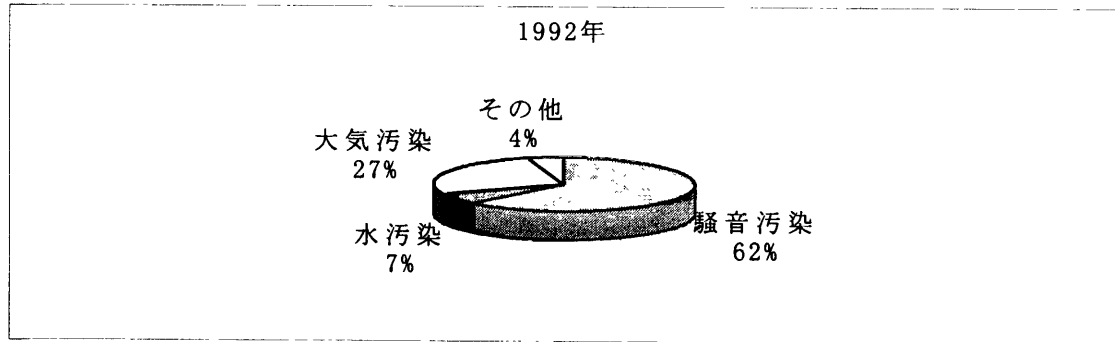
※本図は《中国環境年鑑》編纂委員会編『中国環境年鑑』(中国環境年鑑社)各年版より報告者作成。

表4 環境汚染を原因とする環境保護関連機関への来訪数

	訪問人数	訪問件数	水汚染	大気汚染	固体廃棄物	騒音汚染	その他
1992年	79112	39969	10399	14402	1431	10785	2952
1993年	84743	44455	11576	15999	1421	12542	2917
1994年	95061	47839	12500	16184	1607	14979	2569
1995年	94798	50972	11907	17808	2050	16878	2555
1996年	96379	47714	8384	16421	2070	18616	2223
1997年	71528	29677	7067	10349	1034	10090	1137

※本図は《中国環境年鑑》編纂委員会編『中国環境年鑑』(中国環境年鑑社)各年版より報告者作成。
 なお、1996年および1997年「その他」の数値は、『中国環境年鑑』原表における「発明建議」と「その他」
 の合計数である。

図6 深圳市における環境汚染と破壊に関する検挙と起訴数



	総数(件)	騒音汚染	水汚染	大気汚染	その他
1992年	1637	1020	109	435	73

本図表は、《中国環境年鑑》編纂委員会編『中国環境年鑑 1993年』(中国環境科学出版社, 北京, 1993年)511-513頁より報告者作成。

図7 深圳市環境保護局が受理した環境汚染にかんする投訴数比率

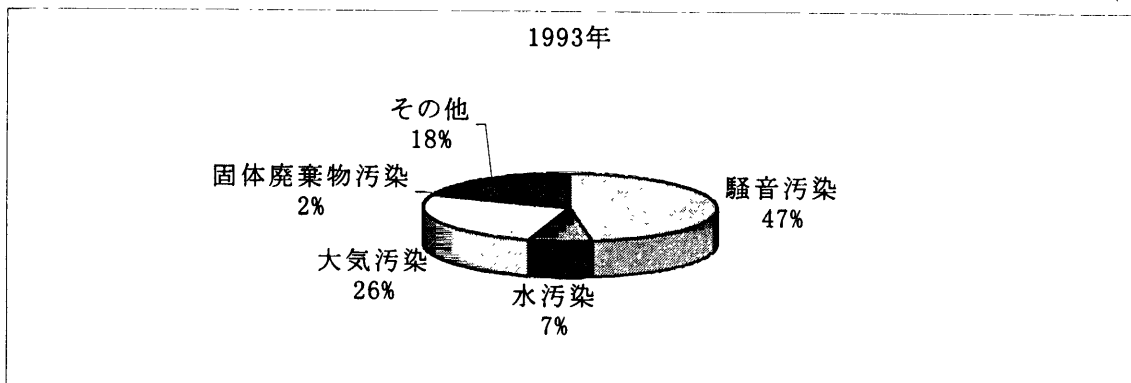


図8 深圳市環境保護局が受理した環境汚染にかんする投訴数比率

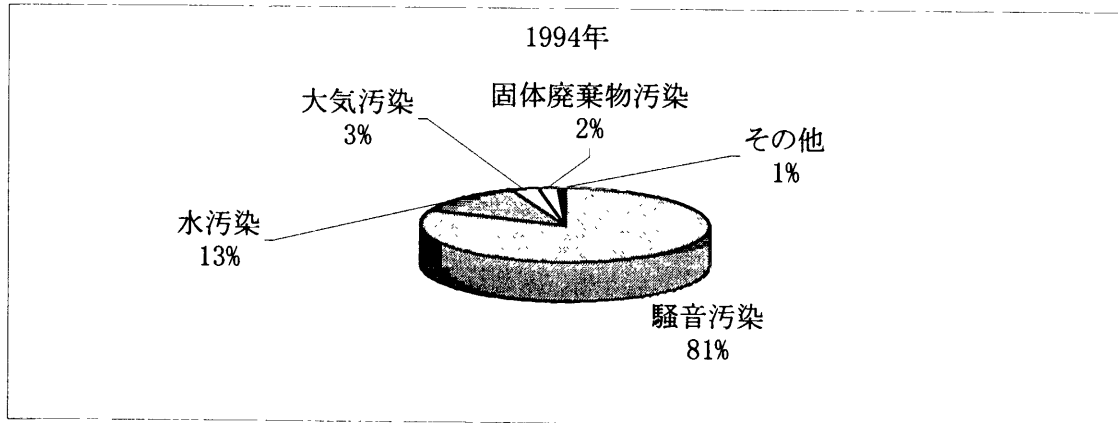


表5 深圳市環境保護局が受理した環境汚染にかんする投訴数の推移

	総数(件)	騒音汚染	水汚染	大気汚染	固体廃棄物汚染	その他
1993年	630	299	44	166	10	111
1994年	907	735	117	28	19	8

図7, 8 および表 5 は、《中国環境年鑑》編纂委員会編『中国環境年鑑 1994 年』(中国環境出版社, 北京, 1994 年)336-338 頁および《中国環境年鑑》編纂委員会編『中国環境年鑑 1995 年』(中国環境出版社, 北京, 1995 年)331-333 頁より報告者作成。